

議案第 16 号

京丹後市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

京丹後市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和 6 年厚生労働省令第 164 号）が公布され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

京丹後市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年京丹後市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第151条第13項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

京丹後市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年京丹後市条例第40号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 平成24年12月10日 条例第40号 目次 (略) 第1条～第150条 (略) (従業者の員数) 第151条 (略) 2～12 (略) 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士又は</u>機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14～17 (略) 第152条～第203条 (略)	京丹後市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 平成24年12月10日 条例第40号 目次 (略) 第1条～第150条 (略) (従業者の員数) 第151条 (略) 2～12 (略) 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員</u>については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14～17 (略) 第152条～第203条 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>